

平成21年8月27日
経 済 産 業 省

航空機工業振興法第5条第2号の金融機関について

航空機工業振興法（昭和33年法律第150号）第5条第2号の金融機関を次のように定める。

- 一 銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 五 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 六 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 七 農林中央金庫
- 八 株式会社商工組合中央金庫
- 九 株式会社日本政策投資銀行